

自主アセスに
決まりは
あるの？

Environmental
Impact
Assessment

では環境アセスで
自然は守れない？

環境アセスをしない
開発事業もあるの？

実際に誰が
どんな調査をするの？

地域住民の
私たちに
できることは？

意見を伝える際に
よくある誤解は？

1から知りたい 環境アセスと自然保護

環境アセスって、
どこの誰が
やるの？

住民アセスって
なに？

NACCS-Jのアセスに対する
取り組みは？

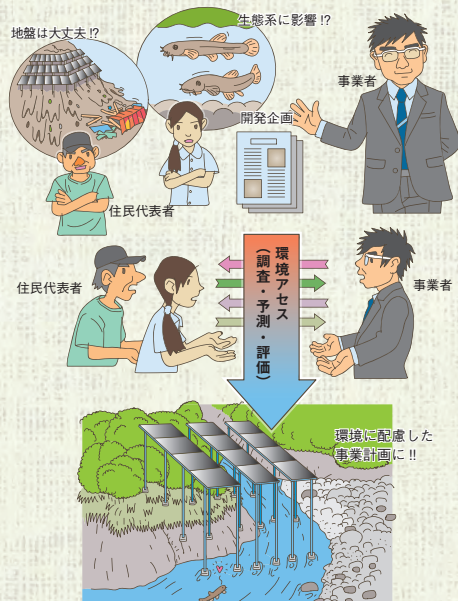
自然保護団体の
役割は？

環境アセスは開発
事業を止められる？

昨今、風力発電や太陽光発電など再生可能エネルギー事業の推進により、私たちの身近な自然に開発が入る機会が増えています。事業者は自然環境への影響をどのように対応するのか？ 私たちはどのように関わられるのか？ 開発事業に伴う環境アセスについて、1から学んでみたいと思います。
(まとめ：RIVER-WALK 若林 輝)

Q
そもそも
環境アセスって
なに？

Q1 そもそも環境アセスってなに？



A 開発事業を環境に配慮してより良いものにするための手続きです。

環境アセスメント（略して環境アセス）とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業などの人間活動について、その影響を事前に予測・評価して環境配慮する手続きです。法律や条例上の整理としては許認可法ではなく手続き法に属するものであり、事業自体を規制するものではなく、あくまでも事業をより良いものにするために行われるコミュニケーションとしての手続きとなります。

環境アセスを1から知る

Environmental
Impact
Assessment

Q&A

12

環境アセスについて理解を深めるための基本を環境アセスの専門家である錦澤滋雄さんにお聞きました。

イラスト：江崎善晴

Q2 環境アセスって、どこの誰がやるの？

A 事業者が自ら行います。

国や自治体が定める基本的事項や技術指針などを参考に事業や地域の特性を踏まえて事業者自らが調査・予測・評価します。アセスが適切に行われているかは行政の担当部局がチェックします。



にしざわしげ お
錦澤滋雄

東京工業大学准教授。環境アセスメント、環境政策・計画、再生可能エネルギーを専門とする。再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会の委員など。環境アセスや再エネの検討に関する国や自治体の要職を務める。

調査

- ・既存の資料などを集めて整理する
- ・実際に現地に行って、測定や観察を行う

予測

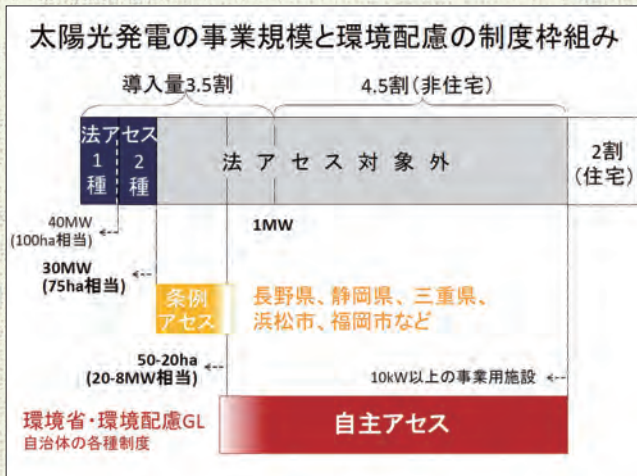
- ・コンピューターなどで各種の予測式に基づいて計算
- ・景観などでは3D動画や合成写真を作成

評価

- ・実行可能な最大限の対策がとられているか？
- ・環境保全に関する基準や目標などを達成しているか？

Q3 環境アセスをしない開発事業もあるの？

A 事業種や規模で不要とされる事業もあります。
 開発事業はその規模により、国による環境影響評価法(アセス法)に基づいた「法アセス」と、自治体が制定した条例に基づいた「条例アセス」を行うことが定められています。規模によっては法アセスや条例アセスを行う必要のないものもありますが、その際も事業者が自主的に環境アセスを行う「自主アセス」が勧められています。



大

環境影響評価法(アセス法)に基づく
法アセス

一定規模以上の開発事業が対象とされ、必ず行う第1種事業と、必要かどうかを個別に判断する第2種事業がある

事業規模

各自治体の条例に基づく
条例アセス

法アセス対象以外の事業種や小規模事業が対象。地域の実情に応じた特徴のある内容となっている

小

事業者の任意で行われる
自主アセス

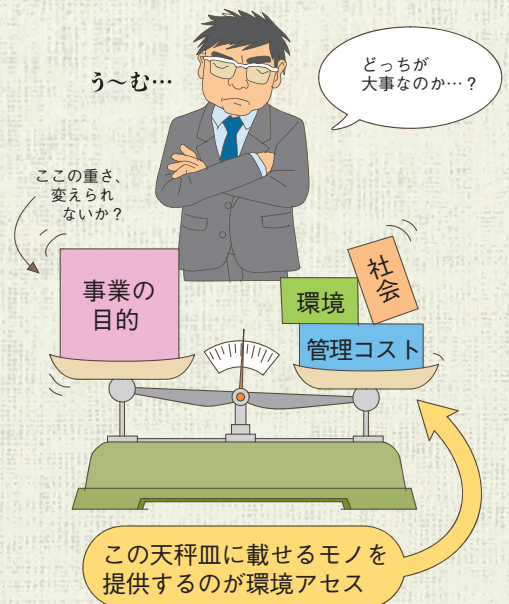
法アセスや条例アセスの対象外となる開発事業で事業者が自ら行う。各種ガイドラインに沿って行われることもある

太陽光発電における環境アセスの適用例

Q4 環境アセスは開発事業を止められる？

A 環境アセス自体は事業を止めるものではありません。

法アセスや条例アセスは、法律や条例でその事業を認めて良いか否かを判断するものではありません。事業を進める上で「このような手続きを踏まなければならない」と義務づける仕組みです。ですから定められた手続きを事業者が適切に進めれば、事業に反対する人や団体がいたとしても環境アセスの手続きが完了することはあります。ただ、アセス手続きの中に設けられる環境大臣意見や知事意見において、事業に対して厳しいコメントが出されることがあり、事業によっては中止の判断を迫られる場合もあります。環境アセス自体は事業を止めることが目的ではなく、「環境配慮」というアプローチで事業をどのように良くしていくのかという仕組みなのです。



Q5 では環境アセスで自然は守れない？



風力発電や太陽光発電などの再エネ開発事業は今後、ますます私たちの身近な自然環境に及ぶ可能性が高まっている。大切なことは環境アセスを正しく知ること。

A 守る方向には働いていると思います。何をもって「自然が守られた」とするのかが難しいところがありますが、社会環境と自然環境の双方に配慮してより良い決定をするのが環境アセスの精神ですから、生態系や生物多様性を守る方向に働きかける役割は果たしているかとは思いますが。また、環境配慮に加えて住民とのコミュニケーションに重きを置いていることも環境アセスの特徴です。例えば、ある場所の森林を守っていききたいという地域住民の思い入れや要望が強ければ、それはより重視すべき意見として扱われるケースが多いということです。ただ、事業者の自主的な判断に委ねられる部分がありますから、住民が納得するような形で守られることもあれば、不十分なケースもあります。丁寧なコミュニケーションを通してこのギャップを埋めていくことが大切です。



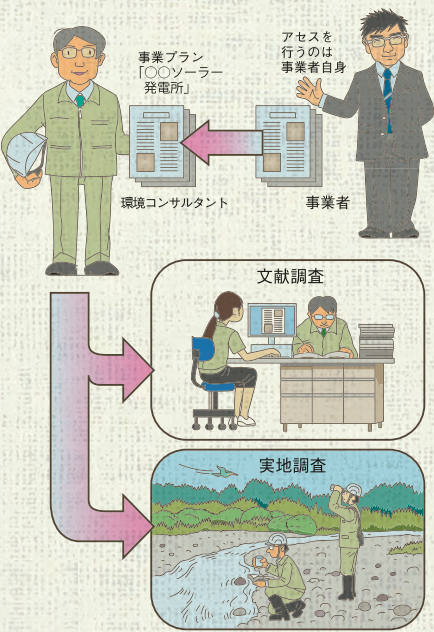
Q6 実際に誰がどんな調査をするの？

A 調査の責任主体は事業者ですが、多くの場合、環境コンサルタントに依頼されます。

法アセスで定められている環境要素の区分は下表の通りですが、絶対にこれをやらなければならないというものではなく、あくまでも参考項目として国が示しているものです。自治体による条例アセスは、地域特性に応じてより柔軟に項目を立てられる仕組みとなっています。例えば「交通安全」や「文化遺産」への影響など、さらに独自に項目を加える場合もあります。また、多くの事業者は自分たちで調査できる能力を持っていませんので、ほとんどの場合は環境コンサルタントに依頼して調査を行っています。調査の期間や範囲は事業や地域の特性を踏まえて個々に検討され、住民の意見に応じる形や各分野の専門家が集まる審査会を通じてチェックされることにより、足りないと思われる場合には善処する形となります。

法アセスにおける環境大臣の定めた基礎的事項

- ① 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持：大気環境、水環境、土壌環境、その他の環境
- ② 生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全：植物、動物、生態系
- ③ 人と自然との豊かな触れ合い：景観、触れ合い活動の場
- ④ 環境への負荷：廃棄物等、温室効果ガス等
- ⑤ 一般環境中の放射性物質：放射線の量



Q7 自主アセスに決まりはあるの？

A やり方は定められていません。

環境省や各自治体、事業団体などが参考になる環境配慮ガイドラインを作成しています。それらに沿ってセルフチェックしていくことができると思います。私は環境省の出した太陽光発電における環境配慮ガイドラインの作成に関わりましたが、簡素化できるところは簡素化する一方、土砂崩れが起きないように土地の安定性については厳重にチェックするようにするなどメリハリのある仕組みとしています。また1ページ目で事前の自治体への相談や地域住民への説明会や意見収集などコミュニケーションをとる重要性についても記してあります。

錦澤さんも作成に関わった環境省による「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(2020年3月公表)。特に大切な要点がわかりやすく整理され、自己診断できるチェックリストも付いている。

環境省太陽光ガイドラインの特徴

アセスの簡素化

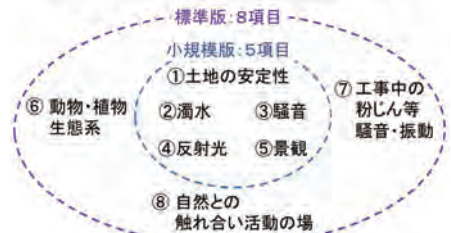
- ①チェックシートで使い易く・分かり易く
- ②評価項目の絞り込み

アセスの補強

- ③コミュニケーションの充実化
- ④事前と事後段階の考慮

メリハリを利かせたアセスメント

環境省太陽光ガイドラインの評価項目



Q8 事業の実際の稼働前に予測するだけじゃ？環境配慮として不十分じゃないの？



風力発電施設のブレードに鳥が衝突するバードストライクは、実際に稼働してみるまで分からない。影響を測るには事後のモニタリングが不可欠だ。

A そそこが環境アセスの課題だと言えます。

建設段階に加えて稼働時も含めた事後のモニタリングをしっかり行い、問題があれば対策を講じる仕組みをアセス法に盛り込むべきだと思います。特に風力発電の鳥への影響や洋上風力の海洋生態系への影響などは稼働後でなければ分からないことも多々あります。現在のアセス制度は公害問題での後追い行政の反省から、事業実施前の対策に重きが置かれていますが、今後は、再エネを主力電源にしていく上で、「事後」のモニタリングや対策の仕組みを考えていくことも必要不可欠と感じています。

アセス図書は後から見るできない!?

日本では現在、配慮書や方法書、準備書などアセス図書(※次のページで紹介)の縦覧には期間が設けられている。世界的にはアメリカなどアーカイブ化している国も多いが、日本の場合は事業者に著作権があるため、公開期間を延ばすかどうか事業者の判断に委ねられる。住民などからの意見反映の確認や事後のモニタリングの観点からもアセス図書はアーカイブ化することが望ましいが、現状は限られた期間で、なおかつ事業者によってはダウンロードもプリントアウトも禁じていることもあることを覚えておきたい。

一般からの意見を取り入れるのはここまで

準備書

環境アセスメントの結果を伝えるもの（住民意見の概要と事業者の見解、都道府県知事の意見、措置及び検討の経緯など環境影響評価の結果）。

準備書の作成

説明会を開催

一般からの意見

都道府県知事等の意見

評価書

準備書に対する意見を踏まえて、必要に応じて内容を修正したもの。

評価書の作成

免許等を行う者等の意見

環境大臣の意見・助言等

補正評価書の作成

許認可等での審査

事業の実施

報告書

環境保全措置等の実施状況について伝えるもの。

報告書の作成

免許等を行う者等の意見

環境大臣の意見

環境省：環境アセスメントガイドを一部改変

アセスにアクセス！ 私たちにできること

ここでは国の枠組みである法アセスの流れに沿って地域住民として、また自然保護団体の一員としてできることを錦澤さんに教えてもらいます。

Q10 意見を伝える際によくある誤解は？

A 事業の可否を問う声が多いです。

「事業をすべきではない。事業に反対」という事業の可否を問う意見が多く集まりがちですが、それはアセスとはなじまない意見です。「すべきではない」だけでなく、どのように配慮して改善をすれば良いのかを伝えることが大切です。事業者が必要な環境への配慮を行うのが難しいと考えた時、事業が止まることはある

かもしれませんが、あくまでも可否を問う場ではないということを意識した方が有効な意見を伝えることができます。

- ・可能な限り、早い段階で意見を伝える
- ・自然環境そのものだけでなく、住環境や暮らし、生業とのつながりを説明する

- ・準備書段階で計画の変更を求めるには新発見が必要
- ・メディアや地域の自然保護団体などとの連携を図る
- ・事業者の立場も尊重して相互の理解を探る

Q9 地域住民の私たちにできることは？

A まず何よりも参加することです。

1999年の環境影響評価法（アセス法）施行以前に行われていた閣議アセスの時代は、配慮書も方法書もなく準備書の段階でアセス図書の縦覧と説明会が行われ、その後に住民意見を提出しても事業者が十分対応せずに進んでしまうことが少なくありませんでした。アセス法以降、方法書が生まれ、住民は調査・予測・評価が行われる前に意見を伝えることができるようになりました。そして2011年の法改正から、方法書の前に配慮書が加わり、地域住民は配慮書、方法書、準備書の段階で内容を知って意見を述べる機会を得たわけです。環境アセスはあくまでも手続きであり、合意形成が必ずしも必要とされているわけではありませんが、アセスを通して住民は事業の内容をあらかじめ知り、事業者とのコミュニケーションをとるきっかけとなる仕組みであると思います。

何ができる？

- ・アセス図書を見たり説明会を聞いて内容を知る
- ・住民として心配事や意見を伝える
- ・住民だからこそ知る地域の情報やアイデアを提供する
- ・最終的な事業者の判断を評価する

環境アセスメント(法アセス)一連の流れ

配慮書・方法書・準備書・評価書・報告書、など環境アセスの中で事業者が作成する書を「環境アセスメント図書(アセス図書)」と呼ぶ。

START!

配慮書

事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項についての検討結果を伝えるもの。

方法書

これから行う環境アセスメントの方法を伝えるもの(対象事業の目的、内容、区域と周囲の概況、環境影響評価項目並びに調査・予測・評価の手法)。

配慮書の作成

● 一般からの意見
● 都道府県等の意見
● 主務大臣意見

環境大臣意見

対象事業に係る計画策定

第二種事業の判定
(スクリーニング)

方法書の作成

説明会を開催

● 一般からの意見
● 都道府県知事等の意見
● 主務大臣意見

環境大臣意見

アセスメント(調査・予測・評価)の実施

環境アセスを1から知る



Environmental Impact Assessment Q&A

Q12

Q12 配慮書の段階が特に大切と聞きましたが本当ですか？

A 最も事業を動かしやすいのはこの段階。複数案の提案を促しましょう。

事業計画が進む前の配慮書の段階で住民としての意見をしっかりと伝えることで、事業者も計画に組み込みやすくなります。特に複数案の要求は事業をより良くする意味でも良いと思います。配慮書では位置や規模・配置・構造について原則複数案を出すこととされています。海外、特にアメリカのアセスは立地も含めてしっかりとした複数案を比較検討することでより良い事業計画へ練り上げるプロセスが重視されています。民有地の多い日本の場合、アメリカのように立地についての複数案を挙げるのは難しいかもしれませんが、配置や構造に関しては複数案を挙げて比較検討されるべきですから、そこを求めるのは良いと思います。

Q11

自然保護団体の？役割は

A 地域住民の気付かない自然環境の価値を伝えることではないでしょうか。

地域住民はまず自分たちの生活に影響が出る心配をします。風力発電なら騒音、太陽光発電なら土砂災害や反射光など。もちろん身近な自然環境や生きものへの影響も気になるとは思いますが、第一は住環境でしょう。自然保護団体は自然環境や生態系のスペシャリストであり専門家ともつながりのある団体ですから、地域の希少な生きものたちの利用する場所への影響などについて意見を述べる役割があると思います。地域住民でも気付いていない自然の価値を知る立場からの意見は非常に重要だと思います。また、自然環境への影響を地域住民や専門家との連携で整理した意見書を事業者に提出するとともに、メディアなどに伝え広く知らせることも役割だと感じています。



小規模水力発電事業に伴う自主簡易アセスの一環として実施された魚類の環境DNA調査風景。人物はNPO地域づくり工房の藤井事務局長

身近な自然を守るために知っておきたい

自主簡易アセスと住民アセス

法アセスの枠組みにはまらない小規模開発に対し、
事業者が自ら行う「自主簡易アセス」と
地域住民が行う「住民アセス」が注目を集めています。
それぞれについてNPO地域づくり工房の傘木宏夫さんに聞きました。



かさぎひろお
傘木宏夫

NPO地域づくり工房代表理事。
環境アセスメント学会常務理事、
自治体問題研究所理事、長野
大学非常勤講師など。近著『再
生可能エネルギーと環境問題 た
めされる地域の力』（自治体研究
社、2021年10月）など。

——市民団体協働型自主簡易アセスと
はどのようなものなのでしょう？

開発事業者が自主的に市民団体と連携して簡易的に行うアセスメントです。発端は2012年に私たちの地元で行われた湖畔の山の土取りをする開発事業でした。この事業は法アセスはもちろん県の条例アセスの規模要件の1/3ほどの小さなものでしたが、地域住民の関心が高い場所であったことから事業者が私のところに相談に来たのです。当初「なぜ私のところへ？」とお聞きしたのですが、「事業者が自ら説明をしても都合の良いことだけを言っていると思われるけど、地元で環境系の人と知られているあなたが間に入ることで聞いてもらえるのではないか」とのことでした。そこで私たちが独自に調査をしてシミュレーションと評価を行い、説明会やウェブ公開を通して住民の意見を聞くという形を「自主簡易アセス」として提案し、請け負っ

自主アセスとは? = 事業者が任意に自主的に行う環境アセス

タイプ1 市民団体協働型自主簡易アセス

法アセスや条例アセスにかからない
中小規模事業の事業者が
市民団体と連携して自主的に行う環境アセスメント

POINT

- ◎ 市民団体が客観的な目を持って行う
- ◎ 地域住民の関心が高い項目を絞り込む
- ◎ 透明性の高い情報発信を行う
- ◎ 分かりやすく丁寧な説明を行う

企業が自主アセスを行う動機

- ◎ 会社としての姿勢
- ◎ 地域住民の声
- ◎ 社会的な評価

事業をより良くするために

- ◎ 住民の意見や提案を聴く場を設ける
- ◎ なによりもコミュニケーションが大切

タイプ2 開発事業団体が定めたガイドラインに応じてセルフチェック

例) 小規模風力発電事業のための環境アセスメントガイドブック (風力発電協会)

タイプ3 国や市町村などの自治体が定めたガイドラインに応じてセルフチェック

例) 太陽光発電の環境配慮ガイドライン (環境省)

POINT

- ◎ ガイドラインのチェックだけにとどまる事業が大半
- ◎ アセスとして必須である住民とのコミュニケーション (透明性の高い情報発信を行う / 分かりやすく丁寧な説明を行う / 住民の意見や提案を聴く場を設ける) を重視すべき

たのです。

——アセスを請け負うNPOのスタンスは事業者の代弁者ですか? それとも反対する住民と事業者との仲裁役なのでしょうか?

代弁者でも中立の立場でもありません。あくまでも客観的な視点に立って私たちの考えを述べるのが大切だと思っています。また、事業者もそれを求めています。つまり、代弁者を立てても住民には言い訳にしか聞こえないというわけです。「中立」と言いつつ、力の強い側やお金を出してくれる側に引き寄せられがちになります。自分たちが調べたことについて誠実な態度であることが大切だと思います。

——最初の土取り事業について、傘木さんご自身のお考えは?

美しい湖畔でしたから「こんな所で土取りをしてはダメだろう」と私は思っていました。ですがアセスの精神は賛成・反対ではなく、事業に即して環境影響を評価して必要な対策を講じることです。ハードルが高ければ撤退を考えてもしょうとして、とにかくアセスに徹してみようと考えたわけです。結果としてこの事業はアセスの結果とは別の理由で撤退となりました

が、この取り組みが県や地域住民、事業者にも大きく評価され、事業者と市民団体が協働する「自主簡易アセス」の形ができあがってきたと思っています。

——実際にどのようなことをやられるのでしょうか?

自主簡易アセスでは、地域特性と住民から寄せられた意見を元に重点的に取り組むべき環境影響を絞り込み、評価を行います。それを説明会やウェブなどで3D動画を用いてイメージしやすく住民に伝えた上で、住民との対話を通して課題を見出し、評価書案としてまとめ、解決策のアイデアを提案していきます。大事なことは事業者にちゃんとハードルを示すことだと思えます。そのハードルには環境対策で乗り越えるものと住民への説得で乗り越えるものがありますが、環境対策が採算に合わなかったり住民をどうしても説得できなかった時に事業を止めるわけです。「環境アセスは事業を止めることができない」という考えを持たれる方もいるかと思いますが、アセスはあくまでも環境保全対策を講じるための手段であり「止めることが目的」というわけではありません。事業者が自主

簡易アクセスを行い地域住民とコミュニケーションを持つ中で、結果的にハードルを越えられなければ止まるものと考えます。ただ、自主簡易アクセスのよ
うな努力をしようとしないう事業者が圧倒的に多いという問題もあります。

——現在、自主簡易アクセスはどれぐらい一般的になっているのでしょうか？

残念ながら、まだまだ開発件数のほんの一部です。昨年、風力発電の規模要件も緩和され、圧倒的多数の再エネ事業が法アクセスや条例アクセスの対象外となっている今、事業者と地域住民とのコミュニケーションは大きな課題になっています。自主簡易アクセスはその受け皿となるものですから、ぜひ広がってほしいと願っています。

私の知る限り、事業者が自主簡易アクセスを行うきっかけは、ほとんどが住民側からのプレッシャーを受けて、それにどう対応するべきかと考えた時にたどり着くケースが多いんです。とはいえ、多くの場合は住民から事業者に「アクセスをすべき」と働きかけても「アクセスの対象事業ではありません」という答えが返ってきます。ただ、大切なことは制度の対象になるかどうかではなく説明責任の果たし方です。その時

に自主簡易アクセスという方法があり、事例もあることを働き掛けてほしいですね。

——環境省が出した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」や風力発電協会による「小規模風力発電事業のための環境アセスメントガイドブック」についてはどうお考えですか？

これも「自主アクセス」と呼ばれているものですが、ガイドに沿った内部点検に終わってしまっているケースが多いのが課題です。環境アクセスは科学的調査に基づく評価と、住民とのコミュニケーションという両輪で行われるものです。少なくとも、説明会や意見募集が組み込まれていないものは、アクセスとは呼べないと思います。

住民アクセスとはなにか？

——地域づくり工房で取り組まれているもう一つのアセス、「住民アクセス」について教えてください。

住民側が自主的に行うアクセスです。さまざまな形がありますが、一番大事な点は住民による参加型調査学習活動であることです。例を挙げますと、2025年開催予定の大阪・関西万博

住民アクセス

II
調査学習活動を伴う
住民参加型のアセスメント

① 積極提案型

地域住民が自ら調査した内容を元に意見書を作成して事業者に提出するなど、形や手順にはとらわれずに事業者との積極的な対話を目指す。

② 手続き対応型

法アクセスや条例アクセスなどで定められた手順に従い、パブリックコメントなどの機会に自分たちの調査や評価に基づいた意見を伝える。

③ 事業者＝住民型

住民である事業者が行う自主簡易アクセスのこと。自らが住民としての立場にも立って調査を行い事業の環境配慮を評価する。

のアクセスでは、私たちは地元の大阪自然環境保全協会と協働して塩性湿地を持つ夢洲地区の調査を独自に行い、そのデータを元に独自の方法書と準備書を事業者より数カ月早く提起しました。このように住民側が積極的に調査して行う形の住民アクセスもあれば、法アクセスや条例アクセスの手續きに対応しながら意見書などを出していく対応型住民アクセスもあります。いずれにしても地域住民自身が参加して調査や学習を行うことがとても重要です。

さらに、事業者が住民の場合に行われる自主簡易アクセスも、我々は住民アクセスのひとつとして考えています。例えば東京都目黒区の円融寺で行われているプロジェクトンマッピング奉納の騒音が問題になった際に、騒音対策の環境アクセスを円融寺の檀家さんたちと共に行いました。スピーカーの設置方法を提案して対策を練り、実際に当日の騒音測定を行ったり、地域住民や来場者にアンケートをとったりして取りまとめた評価を区役所に提出しました。

——地域づくり工房のウェブサイトには「市民発・環境影響評価」の導入支援サイトもありますね。

地域づくり工房が協働する自主簡易アセスの特徴は住民への丁寧な説明。3Dグラフィックスやムービーで、事業による環境への影響を分かりやすく伝える。インターネットなど開かれた場に公開するのも特徴の一つ。



太陽光発電のパネルによる反射光を測定している様子。現場の実地調査から得られる情報はとても重要。

T川・小水力発電所計画、自主簡易アセスメント

V.R.表示・ご案内

T川・小水力発電所計画、自主簡易アセスメントのV.R.の表示方法は、V.R.クラウドを使用してインタラクティブに操作するか、完成した動画で表示するかの2通りあります。

V.R.概要

魚道を設置する案
あそく魚道を設置しない案

VR-Cloudで閲覧 ムービーで閲覧

NPO地域づくり工房
《アンケートにご協力下さい》

はい。この「住民アセス支援サイト」では、設問に選択入力するだけで身近な開発事業の環境影響診断を行うことができます。身近な自然で中小規模の開発計画が持ち上がった時に、事業者にどのような環境配慮を働き掛けられたらよいか、またどのようなことを自分たちで調べたらよいかなどのアドバイスが示されます。また、住民や自治体、自然保護団体などに意見をもらうための「暫定配慮書案」の骨格を作ることできます。

また、同じウェブサイトにはNACSJのモニタリングサイト1000里地調査を行っている地域を示すモニ1000マップや、地域の自然保

護団体が表示されるウェブマップもあります。住民アセスで私が重きを置いているのは住環境はもろろんのこと、自然環境で言えば「地域の人の暮らしに結びついている自然環境」です。開発により住民の生業や暮らしを脅かすことについては事業者を含め、とてもセンシティブに扱われます。自然環境そのものも大切ですが、そこに地域住民の生活が結び付いている説明を加えることで、訴えは強くなると思います。

——ほか、身近な自然を開発から守ろうとする人たちに住民アセスの観点からアドバイスはありますか？

「配慮書の段階から言える意見はしっかりと出しておくことが重要です。計画が進めば進むほど事業者は後戻りや変更をしづらくなります。むしろ開発の動きを早めに察知して、配慮書を作成する前から地域で大切にしている自然や心配事などをまとめて事業者に伝えるとよいと思います。」

自主簡易アセス・住民アセスへの入口に

「市民発・環境影響評価」の導入支援サイト

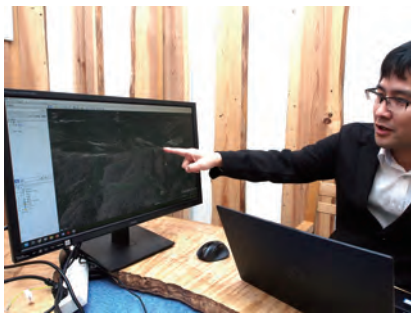
傘木さんが代表を務めるNPO 地域づくり工房のウェブサイトには、自主簡易アセスや住民アセスの情報がとても分かりやすくまとめられている。各種支援サイトはじめ、やさしい会話調で環境アセスを学べる「子ども環境アセス」も必見。

<http://npo.omachi.org/>



地域づくり工房のウェブサイトにある「住民アセス支援サイト」。10問ほどの質問に答えることで環境配慮事項の簡易診断ができる。また、事業者への働きかけや自分たちで調べることについてのアドバイスも示される。

(仮称)美浜新庄ウインドファーム発電事業の実施区域は、種の保存法の指定種であるアマタカ、イヌワシの生息確認区域であるとともに、希少猛禽類のサシバ、ノスリ、ハチマキの「渡りの経路」上に位置している。さらに、日本海型のブナ林やカツラやサワグルミの混交林が広範囲でみられる福井県嶺南地域で自然度の高い地域である。本事業が自然環境に重大な影響を与えることは明白であり、予防原則に従い本事業は実施すべきではない。なお、本方法書に示された調査方法は、本事業の影響を評価するには以下の点において不十分であることから、調査方法の見直しが必要である。



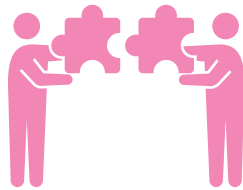
(上) 風力発電事業の方法書に対してNACS-Jが提出した意見書。多くの場合、同時にメディアにも発信している。(左) Google Earthの3D画像を用いて現地の様子を確認。必要に応じて現地査察も行う。

NACS-Jは各地で行われている環境アセスに対し、環境NGOとしての知識とネットワークを活かして、科学的な視点から意見書を提出するなど、希少な自然環境への配慮を事業者に促す取り組みを行っています。地域の方々にとって身近な自然環境はとても大切な財産です。それを著しく損なう開発事業に対しては、強い意見表明をすべきだと思います。会員の皆さんをはじめ、NACS-Jには自然を大切に思う方々から多くの開発事業の情報が寄せられます。それに対し、できるだけアドバイスや意見書などでお応えをしたいところではありますが、一つの案件に真面目に向き合うには時間がかかるため、その中でも特に希少種の生息地や原生林・自然草原、

科学的に重要な場所などを中心に対応しています。今回は、NACS-Jの保護部として、実際に開発事業の情報をいただいているから、どのように取り組んでいるのか、流れを追ってお伝えします。

関わる事業の情報を集める

まず、寄せられた情報の環境アセス手続きがどの段階であるのかを確認します。配慮書なのか、方法書なのか、もしくは準備書まで進んでいるのか。準備書まで進んでいるとできることが限られてしまいますので、できれば配慮書の段階から関われるのが理想です。アセス図書は、都道府県の環境影響評価課などが縦覧期間を告知している、事業者のウェブサイトや地域の行



環境アセスで何ができるか NACS-Jの取り組み

NACS-Jに開発計画の情報が寄せられると、環境アセスに対し、NACS-Jはどのように取り組んでいるのか、保護部の若松伸彦が伝えます。

NACS-J 保護部
わかちのぶひこ
若松伸彦

政機関での現物の閲覧ができません。多くのアクセス図書は縦覧期間が終了すると閲覧できなくなります。

アクセス図書には事業者や事業内容が幅広く記されています。まずは事業内容やその範囲の把握をします。その上で、全体にざっと目を通し、その場所の自然環境などの概要を確認します。

配慮書の場合、書かれていることは基本的に事業計画地の自然環境と住環境についての文献からの調査情報です。該当事業のために現地調査をした結果ではなく、文献の情報から事業による影響や配慮について記されています。

情報はかなり多岐に渡っていますから、すべてを把握しようとするとは莫大な時間がかかってしまいます。まずは要点を押さえていく作業となりますが、その時にとっても役に立つのが、E A D A S（イーダス）です（次ページ参照）。

イーダスは環境省がインターネットで公開している「環境アクセスメントデータベース」です。地図上であらゆる自然環境と社会環境を重ね合わせることでできるGISです。インターネットがあれば誰でも使用できます。アクセス図書を作成する事業者側もイーダスを

用いています。方法書まで進んでいる事業は地図上に反映されていますが、配慮書の段階では反映されていないので、地図上で照らし合わせながら確認をしていきます。

私たちはまず法的な規制を確認します。国立公園などの自然公園で計画されていないか、そのほかの保護地域や、緑の回廊、ラムサール条約登録地などの範囲を地図上で重ね合わせます。

次に事業予定地の自然環境を調べます。まずは植生。開発事業はその種類に関わらず、土地を改変するわけですから植生の確認は必須です。植生図や植生自然度、学術的に価値のある特定植物群落が一目で分かる地図を重ね、もし開発地が重要な植生や自然度の高い自然林・自然草原に重なっているようならば優先して取り組みます。

次に事業の種類に応じて関係の深い動物の生息地を確認します。例えば風力発電ならイヌワシやクマタカの生息地にかかっていないか、鳥の渡りルートにかかっていないか、コウモリの生息地はどうかなど。太陽光では希少な昆虫類や両生類などの生息地などを中心に確認をします。

その他の希少種の生息地を調べた

り、地形面から土砂警戒区域かどうかなどについても調べます。それらの情報を元に、重要な自然環境への影響度の判断を重視して意見書を出すかどうかの判断をしていきます。住民の方々にとっては住環境への影響も大切ですが、私たち環境NGOの立場としましては、まず第一に希少種の生息状況や自然度の高さなど重要な自然環境への影響を判断材料としています。

N A C S - J 担当者としては、アクセス図書、イーダス、文献などの分析だけでなく、なるべく現地の状況の確認をして、現場で分かる規模や状況を把握することを心がけていますが、情報が寄せられるタイミングや季節によつては難しいこともあります。

パブリックコメントに

意見書を出す

意見書を出すことを決めたら、基本的にはパブリックコメントの期間中にパブコメとして意見を提出します。

N A C S - J は科学的な知見をベースとする団体ですので、科学論文などの文献を読み込み、意見に科学的な根拠付けをします。例えばイーダスから事業計画地がイヌワシの生息地だと分

かったら、改めてこの場所のイヌワシの生息や繁殖状況などを文献や専門家の意見から紐解いていき、意見書として提出します。

意見出しは早い段階ほど効果的です。事業者は計画が進めば進むほど、その事業にお金をかけているため、変更を聞き入れづらくなります。可能な限り早い段階で伝えるよう心がけています。また、これは皆さんに知っておいてほしいのですが、各段階に応じて適切な意見を出すことが大切です。配慮書では環境への配慮を理由ともしっかりと求め、方法書では調査の期間や方法についての意見を述べるなど、その場に即した意見を述べた方が効果的でしょう。例えば方法書には専門家のコメントも記されていますので、N A C S - J ではそれをチェックするとともに、他の専門家の意見も聞きながら適正な調査が行われるよう意見を出します。

調査・評価後に出される準備書では方法書に対する住民の意見を受け止めた調査を行っているかどうか、調査結果の評価に過ちがないか、環境配慮の判断は適正かなど、しっかりとチェックして意見を述べるのが大切だと考

えています。

意見の共有も大切

各意見書の内容を地元住民の方々やメディアに向けて広く発信するのも重要な仕事です。場合によっては多くの人と共有する強い意見であることを表明するために、他の自然保護団体や地域住民と連名で意見書を出すこともあります。

また、例えば白神山地のブナ原生林もそうであったように、全国的な視点から重要な自然の価値にその地域の人々が気付いていないこともあります。全国的視野を持って自然環境を俯瞰して評価できることがNACSJJの強みですから、その観点から自然の価値を訴えていきます。

環境アセスは開発事業を止めるためのものではありません。しかし、科学的知見に基づいた適正な環境配慮を事業者に強く求めていくことで、計画が環境を配慮したものに大きく変更・縮小されたり、配慮を促すことで結果として事業が止まることもあります。NACSJJでは、そのような事業者の適切な環境配慮を促すための努力を今後も続けていきたいと思えます。

環境アセスメントデータベース

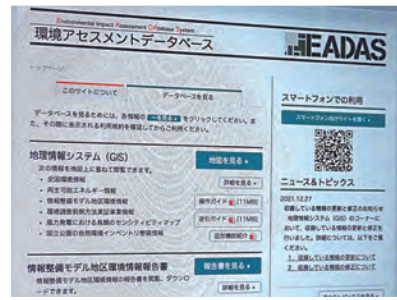
EADAS を活用しよう

イダス

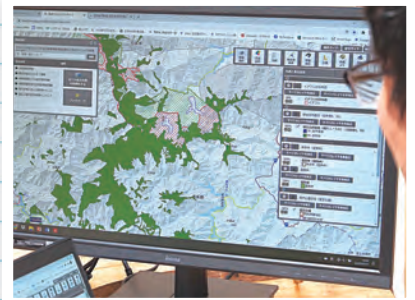
1

既設・進行中の開発事業を地図上でチェックできる!

環境アセスメントの手続きを踏んだ既設の再生可能エネルギー事業の情報が地図上に網羅されている。また方法書に移った段階で進行中の事業も地図上に落とし込まれる。



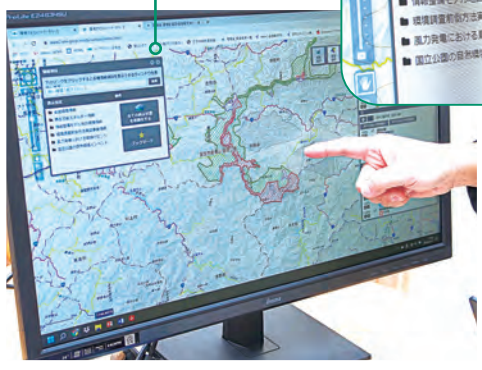
イダスのトップ画面。スマートフォンでも使用可能。(https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbds/)



開発事業の位置が一目で分かる。クリックすると事業の情報も確認することができる。

2

土地の法的な編みかけを知ることができる!



全国環境情報の中にある社会的状況。この中に各種国や自治体で定められた規制が網羅されている。

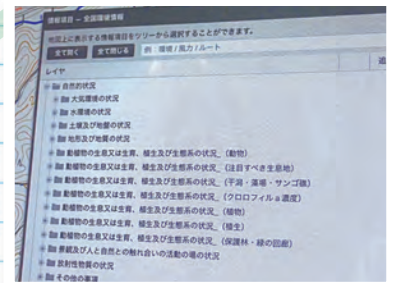
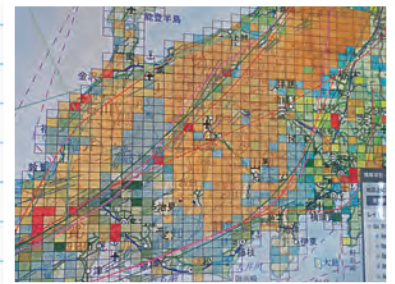
全国環境情報では植生図や動物の生息状況、また大気、水循環、土壌なども確認することができる。

国立公園や国定公園など法や条例等の規制がかけられている場所を地図上に重ねられる。事業場所の法的規制の有無を知ることができる。

3

植生や野生動物の生息地を知ることができる!

希少動物の生息地や、その土地の植生の自然度、さらに鳥の渡ルート(上図)まで、要となる自然環境の情報が地図上で確認できる。



環境アセスにおける 私たちの役割



NACS-J 保護部
おのの まさと
大野正人

開発事業から身近な自然を守るために私たちにできることはなんでしょう？
環境アセスの側面から考えてみました。

「ここへ畑起してもいいかあ。」
「いいぞお。」森が一斉にこたえました。

宮沢賢治の童話「狼森と策森、盗森」にこんな一節がある。大昔、百姓が入植するとき、畑を起こし、家を建て、火を炊き、木を貰う・・・とその行為ごとに丁寧に許しを「森」に請うのである。謙虚に「森」＝自然と対話し感謝を繰り返す。時に災害や飢饉がありながらも、畏敬の念をもって自然から生活の糧を得て、その土地に暮らし続ける。かつての日本人の「自然観」が描かれている。

現代の日本はどうだろう。沖縄では、サンゴは移植するから問題ないとした環境アセスを終えて埋め立て事業を進め、結果サンゴの移植はほとんど成功していない。そういう事業者に、自然と真摯に対話をする謙虚な姿勢は果たしてあるのだろうか。

環境アセスによって、開発事業を止められると期待する人は多いだろう。しかし、この特集で解説したように環境アセスは「止める」ための手続きではない。いかに環境に与える影響を少なくするように事業者がベストを尽くし、そのための対話を託す手続きである。事業者が行った調査結果に基づく自然への影響評価の度合い、また環境の保全策が十分であるかどうかは、都道府県の審査会などで厳しく審査される。事業の大幅な見直しや改善を求める意見を知事や大臣

が発すると、事業者が撤回することは少なからずある。

そこに少しでもつなげるためにNACS-Jは、科学的知見をもとにして重要な自然環境に大きな影響を及ぼす開発行為については、中止や計画の見直しを求めている。と同時に、とても大切なことは、日頃から地域の自然に接している市民からの意見や問題指摘である。住民・市民の調査結果や情報をもとにした意見には重い価値があり、環境アセスの上でもっと尊重されるべきである。

環境アセスをポジティブに捉えれば、地域の環境に関する現地調査をもとに、地域の価値を評価する機会でもある。市民では調べきれない情報が集まることも多々ある。アセスメントで分かった情報を理解したうえで、自然と暮らしに影響を与えず、地域を持続的にしていく方法を事業者と話し合う場を求め、開発事業を地域にとってより良いものにしていけないだろうか。各地で再生可能エネルギーの開発案件が増えていくこれからは、環境アセスを計画段階から有効に活用して、持続可能な地域づくりと密接なものとする可能性を探りたい。

そのベースとなるのが、地域の人の自然を大切に思う気持ちである。会員・指導員の皆さんは、日頃から地域の自然を観察して記録し、その価値を地域で共有してほしい。なぜならば、地域の自然の理解者は、賢治の物語にある「森」つまり自然の代弁者でもあるからだ。